

香川県健康生きがい中核施設規則を廃止する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第43号

香川県健康生きがい中核施設規則を廃止する規則

香川県健康生きがい中核施設規則（平成10年香川県規則第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年7月1日から施行する。
（香川県行政組織規則の一部改正）
- 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 略 健康福祉総務課 略 長寿社会対策課 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> 子育て支援課～生活衛生課 略	第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課 略 長寿社会対策課 (1)～(9) 略 <u>(10) 健康生きがい中核施設に関すること。</u> <u>(11) 略</u> 子育て支援課～生活衛生課 略

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正）

- 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
（市町が処理する事務の範囲等） 第2条 略 別表第1（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 略</td> </tr> </table>	1～4 略	（市町が処理する事務の範囲等） 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 別表第1（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特例条例別表第</td> <td style="text-align: center;">香川県健康生きがい中核施設規則（平成10</td> </tr> </table>	1～4 略	5 特例条例別表第	香川県健康生きがい中核施設規則（平成10
1～4 略					
1～4 略					
5 特例条例別表第	香川県健康生きがい中核施設規則（平成10				

	<u>1の34の項(3)の規則で定める事務</u>	年香川県規則第53号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 規則第8条第2項及び第3項の規定による営業行為等の許可</u> <u>(2) 規則第9条第2項の規定による営業行為等の許可の取消し及び停止の命令</u> <u>(3) 規則第11条第4項の規定による承認</u>
<u>5</u> 略	<u>6</u> 特例条例別表第1の54の項(20)の規則で定める事務	略